

令和8年3月10日

土木部地域交通課

「(仮称) 江東区立東大島駅北自転車駐車場」新規開設に伴う指定管理者の選定手続きについて

江東区立自転車駐車場（Bブロック）について、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例」に基づき、令和7年4月から指定管理者制度による管理運営を行っているところであるが、令和8年9月1日から同ブロック内に「(仮称) 江東区立東大島駅北自転車駐車場」が新たに開設されるため、次のように再選定の手続きを実施する。

1 新たな施設の名称及び所在地

施設の名称	所在地
(仮称) 江東区立東大島駅北自転車駐車場	江東区大島九丁目4番先

2 現在の指定管理者・指定期間

現在の指定管理者	現在の指定の期間
サイカパーキング株式会社	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

3 選定方法

非公募による選定

4 非公募理由

- (1) 令和6年度にブロック再編を実施した上でブロック毎に公募し、令和7年度からブロック単位で管理運営しており、施設管理の効率化による一体

的管理の必要性から、当該ブロックの現指定管理者に管理運営を行わせることが妥当である。

- (2) 収容台数について、ブロック全体で5,000台程度、東大島駅周辺で1,400台程度の中で、当該施設は70台程度を想定していることから、ブロックにおける新規収容台数による全体への影響が限定的である。
- (3) 長年の運営実績を活かした具体的な事業計画等が策定されており、指定管理者としての能力及び実績は十分にあり、効率化を図りながら引き続き安定した施設の管理運営が見込める。
- (4) 利用者アンケートの結果における満足度の評価において「良い」「まあ良い」の回答が約8割を占めている。

5 今後の日程（予定）

日付	内容
令和8年4月	第1次選定（書類審査）、第2次選定（ヒアリング審査）
令和8年5月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者（候補者）の決定
令和8年6月	第二回区議会定例会において、新規施設の開設に伴う「江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例」の改正及び指定議案の議決
令和8年7月	協定書の締結（協定変更）
令和8年9月	指定管理者による運営開始